

宇部共同義会の創立とその財政

—近代における地域主義の形成—

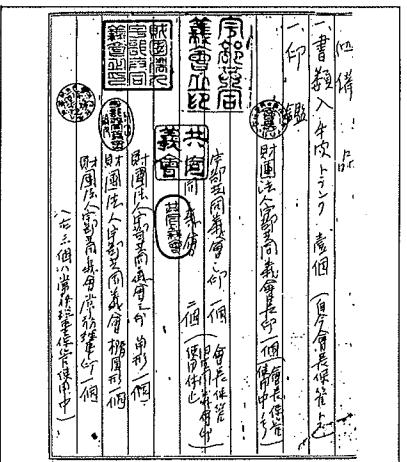
一 はじめに

近代資本主義社会の形成期にあつて、山口県の瀬戸内海に面した宇部村が、その地下に含有する石炭を「宇部式匿名組合」⁽¹⁾と名称される独特な企業組織で開発して急成長を遂げ、「宇部モノロー主義」と呼ばれるような閉鎖的な地域社会を形成していくことは、よく知られている。

特に、旧宇部五カ村は、前近代の封建体制下で萩藩一門八家の内に数えられた福原氏の一円知行する給領地であった関係上、廢藩置県以後も強固な結束を保つ連合村として機能し続けており、天与の炭坑業を村落共同体の支配下に組み込んで、他地域からの参入を阻みながら

戸島

昭



宇部共同義会の公印(昭和20年)

より強固な共同体を再構築した近代地域社会の典型として注目される。

従つて、そこに内包される社会的な諸問題の分析は、近代資本主義社会の形成期の特質を明らかにする上で有効な手段となつており、これまで宇部地域を対象とした研究成果が数多く積み重ねられてきた。⁽²⁾

しかし、「宇部モンロー主義」の形成に最も重要な関わりをもつた「宇部共同義会」について、「教育費」（共同義会規則第三条第一項）「極難ニシテ徵兵現役ニ在ル者ノ家族」（同第二項）「極難ニシテ弁納シ得ザル者ノ戸別金」（同第三項）「前項ノ外當会ニ於テ必要ト認ムル事業」（同第四項）の補助目的とする第一部と、「各自鉱区ヲニシテ協力同心永ク此ノ福利ヲ継続スルコト」（石炭部設立檄文）を目的とする第二部を全体的に把握して、地域社会との関わりの視点から具体的に解明した研究成果を持ち合わせているとは言い難い。

確かに、共同義会自身が昭和十一年（一九三六）に編集した『宇部共同義会五十年誌』⁽³⁾や、その解散後の精算事業として同三十一年に刊行した『宇部共同義会史』もあるが、再検討を加えなければならない問題が多くある。幸いなことに、共同義会の創立から解散に至る六十余年間の基本的な文書が宇部郷土資料館に伝来しており、これらの一次史料を使っての検証なしに、歴史的な証価は不可能である。

本稿では、近代資本主義社会の萌芽期にあつて、宇部という地域社会が、石炭の採掘をめぐり、「共同義会」という強固な組織を構築し、村民を共同体規制の支配下に収斂していた明治期について、その創立期の諸問題を検証し、財政的な運営状況の分析を通して、共同義会の全像を把握しようと試みるものである。

二 宇部共同義会(第一部)の創立

第一に、共同義会が創立された明治十九年（一八八六）は、果してどのような時点であったのか、その時代背景を問題にしなければならない。

早くは大正三年（一九一四）一月の『宇部村誌』から、最近は昭和四十七年（一九七二）の『歴史の宇部』の編集に至るまで、宇部の近代史を記述するにあたつて、共同義会の設立意義が書かれなかつたことはないが、そのほとんどは共同義会の創立趣意書を掲げる程度であり、明治十九年当時の全国的な不況状況を踏まえての考察に欠けている。

すなわち、明治十年代の後半においては、松方デフレ財政の下で不況が激化したため、東日本にあつては秩父事件を頂点とする一連の「激化事件」が起こつており、西日本にあつては社会不安を緩和する措置として、北海道やハワイなどへの「移民」が真剣に行なわれており、また、山口県でも困窮士族対策の基礎資料として、「士族生計調査」が一齊に実施されているのである。

特に宇部五カ村（川上・上宇部・中宇部・沖宇部・小串村）にあつては、十七年五月に徹底的な士族生計調査が行なわれており、その詳細な記録は他に類例をみない。⁽⁴⁾七組一二五戸の士族のすべてに及んだこの調査結果の深刻さは、当然、士族以外の平民層における生計の困窮ぶりをも示唆しており、戸長を中心とする宇部五カ村の支配者層の間で、不況対策が真剣に考えられていたはずである。

事実、十九年四月三十日付の「宇部共同義会設立願」に添えた「同創立公告」では、次のように世情を分析して、教育・兵役・戸別金納税の補助を目的とする「共同義会」の必要性を強調しているのである。

方今各地人民ノ困難疲弊、寒ニ名状スベカラサルノ極度ニ至レリ、就テハ各自身上ニ負担セルノ義務ヲ尽ス能ハサルモノ、此ノ如クシテ数年ヲ経過スルトキハ、豈ニ特リ人民一身ニ止マラン乎、其ノ大ニ國力ノ消長ニ関スルハ、余等ノ喋々ヲ待タスシテ明瞭ナリ……（以下略）……

第二に、共同義会の創立に当つて、その発案者が誰で、どのような階層の者を統合して設立にまで漕ぎつけたか、共同義会の提唱者とその意識を問題にしなければならない。

発案者については、昭和十一年、弓削達勝氏が『素行渡辺祐策翁』において、藤本晋一と厚見剛之助の二人を挙げ具体的にその経過を再現して記述するところである。すなわち、その概略は、明治十八年の三月、宇部小学校を会場に「防長南部懇親会」を会主として主催した国吉明信（小串村士族）と藤本晋一（沖宇部村士族）の指導性に注目し、特に藤本晋一について、「政治的に社会的に其の感化力の偉大であつた事は、前後其の比を見ざるところ」と評し、同年五月、宇部組戸長であつた厚見剛之助（上宇部村士族）を訪ねて、共同団体の設置を相談したとする。そして、厚見剛之助については、「當時最も進歩主義の奉持者」であつたと評し、以後、国吉明信、紀藤宗介（川上村士族）、藤田義輔（沖宇部村士族）、山崎俊蔵（中宇部村士族）ら「同志」に諮つて、一年後の五月に、発起会という形で具体化したというのである。

現在、この記述を裏付ける文書記録は見つけられないが、弓削達勝氏が『渡辺翁』を刊行した当時は、折から『宇部共同義会五十年誌』が共同義会自身の手で編集されており、その創立当初の経緯を見聞した者などの回顧談も容易に得られたと考えられ、以上の六人に林仙輔（中宇部村士族）と村田勇太（上宇部村士族）を加えると、そのまま共同義会設立当初の役員であることからして、信憑性の高い記事であろう。

確かに、共同義会の提唱者については、昭和十六年九月、『宇部文化』（一巻二号）が「紀藤両翁に訊く——共同義会と達聴会を中心に——」を特集しており、その中で紀藤閑之介が「義会の設立には藤本晋一という人が大きな役割をしてゐる」と語り、断定をしないながらも「頭もよく、組織的な頭脳と手腕を持った、今で云へば宇部の企画院总裁」と付け加え、紀藤識文もまた、共同義会の命名について「恐らく藤本晋一の発案であろう」と推測していることなどからして、藤本晋一を発案者と断定しても間違はないであろう。

更にまた、藤本晋一は、前述の「設立願」に紀藤宗介・国吉明信・林仙輔・山崎俊蔵・厚見剛之介と共に名前を連ねており、この願書の綴じ合せに、会長に就任する紀藤宗介と並んで封印を押していることからしても、いかに重要な役割を演じていたかが判明する。

ところで、この藤本晋一については、やはり紀藤閑之介が「両翁に訊く」で「英書なども読んでいて、井上（馨）さん引立で上海にも行つたことがあり、県会議員もやつた、また山口県協同会社の議員もやつた人だ」と語つているように、進取の意志に富み、広い視野をもつた人物であった。

事実、旧主福原氏の『御家來中分限帳』⁽⁶⁾によれば、「嫡子御雇」として若い時から出仕しており、明治四年一月には、英学修業を目的に、長崎か晋ら上海・香港への自費留学を藩府に願い出て許可されているし、同十四年五月藤本には、宇部連合村委会の議長として、備荒團穀資金の取り下げを県に願い出ていることも、また、同十六年頃から協同会社の議員を務めていることも確認できることである。従つて、紀藤識文が「両翁に訊く」で「山口の協同会社は

実業方面だが、案外この共同義会の名は、協同会社との方面は違ふが、その精神から云つたら同じもので、会社を義会としたという処にあるかも知れぬ」と発言しているように、藤本晋一が、このような経歴から得た知識と体験で、不況下における農村社会の階層分解を強く意識し、宇部五カ村内の地主層を糾合して、「共同義会」の名のもとに、共同体相扶組織の再構築を図つたに違いない。

すなわち、共同義会設立当初の役員は、会長紀藤宗介と副会長藤田義輔以下、幹事国吉明信、藤本晋一、三隅男也、林仙輔、山崎俊藏、村田勇太、厚見剛之介に至るまでのすべてが士族であり、しかも、紀藤宗介の四六町二反を筆頭に、最少の山崎俊藏の場合でも六町四反の田地を所有する、豊かな地主層であった。

第三に、創立当初の共同義会の性格を規定するためには、その発起会から創立総会を経て、村民一般を会員として

組織するまでの経緯についても、細かく検討を加えなければならない。

表① 宇部共同義会の株主惣代と株主数
(明治19年創立当初)

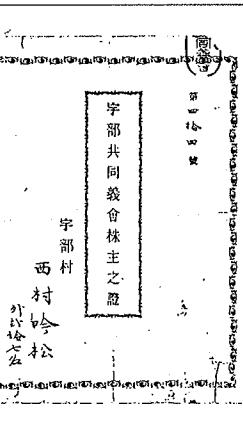
村名	株券	株主惣代名	株券	株主惣代名
川上村	1 紀藤 宗介	26	19 藤本 晋一	44
	2 紀藤 織文	22	20 西村 利介	44
	3 藤田 久太郎	22	21 藤本 閑作	44
	4 萩田 紅	22	22 飯田 康蔵	44
	5 藤本 遠一郎	22	23 安武久太郎	44
上宇部村	6 村田 勇太	45	24 石川 洞藏	47
	7 村田稻太郎	44	25 藤田 義輔	44
	8 厚見剛之介	44	26 藤田 松兵衛	44
	9 西村 伝介	44	27 藤田 泰梁	44
	10 末村佐太郎	44	28 藤田 稔輔	44
	11 竹下幹太郎	44	29 藤田 耕輔	44
	12 山崎 俊藏	23	30 三隅 久吾	47
	13 波多野 健介	23	31 中島 弥兵衛	47
	14 林 仙輔	23	32 国吉 明信	38
	15 庄 俊輔	23	33 入江 汀	38
	16 宮口 忠助	23	34 渡辺 祐策	38
中宇部村	17 伊藤 彦輔	23	35 俵田 勘兵衛	38
	18 三隅 男也	25	36 内山又右衛門	38

5カ村合計株主1,348人 (内訳) 株主惣代36人・外株主数1,312人

[資料] 西村家文集1「資本台帳」より作成。

すなわち、藤本晋一が宇部組戸長厚見剛之介に諮詢された共同義会の創立は、それから一年後の十九年五月の発起会で表面化するが、そこに集まつた一四人の内訳は、中宇部五、沖宇部三、上宇部二、小串二、川上二人となつており、まず、宇部五カ村全域に拡がつてゐることが注目される。

また、この一四人のうち、一〇人までは士族と



(表) 宇部共同義会株主之証

明治22年7月発行 (裏)

の成立に、はじめて説明が付くことになる。

さらにまた、上宇部外四カ村戸長の中島弥兵衛や、戸長役場用掛の村田稻太郎が発起人の中に加わっており、共同義会の創立は、行政担当者を組み込んでの地域主義に重点を置くものであつたし、四日後の創立総会への参加者として人選した三六人の内訳も、川上村五、上宇部村六、中宇部村七、沖宇部村一二、小串村五人で、五カ村の村勢を反映したものになつてゐる。

この三六人については、発起会の申合せ事項の中に、「当、今、株主惣代 (即チ会員) ハ左ノ人名ヲ以テ之ニ充ツ」とあるように、漸定的なもの

であったが、翌二十年一月には、それぞれ惣代としての株券が与えられており、二十二年の第一回改選まで、創立期の重要な二年間を、株主惣代として共同義会の運営に携わっている。また、この三六人という惣代数の根拠や、その人選の基準は不明であるが、「宇部共同義会規則」第十五条に、「株主惣代ハ各納税組区域内ニ於テ一名宛ヲ公選ス」と規定していることからして、創立当初から納税組区域を一単位とするものであつたと考えられる。

事実、「資本台帳」⁽⁷⁾の「株主人名」によると、表①に示したとおり、三六人の株主惣代のそれぞれは、村ごとにほぼ一定数の会員を代表する者になつており、機械的に宇部五カ村民が区分されているのである。しかも、合計一三四八人の会員数は、二十二年末の宇部五カ村の戸数一三〇三戸に近似しており、共同義会がすべての戸主を包含せんとする強力な地域主義のもとに、計画的に組織されたことを物語つてゐる。そして、二十二年の改選による株券交付では惣代四六人、株主惣代人員一三五五人となつており、町村制の実施で、納税組に変化があつたことがうかがわれる。

第四に、共同義会の運営上の問題として、事業資金を生み出すところの資本金の蓄積と、その貸付けの実際を検討しなければならない。

これについては、「規則」第四条に「当会ニ於テ募集スル資金ハ七千円ト予定ス」とあり、第五条に「資本金ヲ出セシ者ハ皆本会会員トシ」とあることから、七千円を目標額にして、三六人の創立総会参加者が、その納税組区域⁽⁸⁾ごとに、全戸主を対象にして出資金を募集した様子が知られる。その結果、十九年十二月までの時点で一五五一円九三銭の収入を得て、これを資本金として、共同義会は出発しており、それ以後の募金は行なわれていない。

この募金額は、一会员あたりに換算すると平均一円一五銭となるが、目標額の七〇〇〇円にはほど遠く、従つてその不足分は、二十年十月十日付で、戸長役場から「預り金」として一〇一九円余を、月別五朱の低利で借り入れ、以

表② 宇部共同義会第1部請払勘定決算額の推移

〔資料〕西村家文書2「勘定帳」より作成。

費目 年度	資本金	預り金	利子	準備金	その他の	請金高合計	払金高合計	請差引残額(預益金)
明治19年	1,551.93	1,019.398	103.827			2,675.155	2,601.91	73.245
20	1,551.93	505.321	149.832	24.415	團體益金 10.175	2,241.673	2,093.794	147.879
21	1,551.93	505.321	95.208	74.415	團體益金 18.649 預り金前年利子 12.128 向田兄弟保護預り金 30.	2,287.651	2,186.401	101.25
22	1,600.	1,344.273	253.934	60.095	向田兄弟保護預り金 30.48 第2部預り金 350.	3,638.782	3,425.152	213.63
23	1,600.	1,419.927	378.674	145.547	第2部預り金 350.	3,894.148	3,600.67	293.478
24	1,600.		230.906	365.655		2,196.561	1,965.655	230.906
25	1,600.		259.318	530.655		2,389.973	2,130.655	259.318

表③ 宇部共同義会第1部事業費支出決算額の推移

〔資料〕西村家文書2「勘定帳」より作成。

費目 年度	小学校困難者へ補助	達聰会へ寄附	微入浴者送別旅費	常務幹事報酬	事務所借上料	会議費	筆工料	使夫・脚夫賃	その他の	支出合計
明治19年	円	円	円	円	円	円	円	円		円
20	27.45					20年度事務当座帳より記入 費8.178円				35.628
21		10.		15.		前年度不足補充金 5.628円 向田兄弟へ貢与 3円、当座 帳より差記11.483円				45.111
22	20.25	15.	0.5	15.	7.2	駐在所借上料 3.6円、同臨 時賃費 1円				74.115
23	10.	15.		25.	6.	前年度不足補充金 13.888円 海面漁業出願費 30円				119.778
24	15.	15.	1.	15.	6.	印紙代 0.005円				57.935
25	27.	20.	0.5	15.	6.	木杯枝露酒肴料 2.47円、掛 貞料 1.6円				82.413

金としているのである。

このような共同義会の財政基盤創立期の請払勘定を、年度別決算額の推移で示すと表②のとおりであり、また、この時期の共同義会第一部の諸事業は、表③で示したとおり、小学校生徒就学困難者への補助と、達聰会への寄附金が主体で、その金額は少額であった。



宇部共同義会第1部の現金貸付帳

貸付事業は、「規則」第四条で「確実ナル抵当貸付ヲ為シ、若クハ公債証書、日本國立銀行券等ニ換置」と規定されるところであるが、具体的には「宇部共同義会細則及章程」第七条で、「貸付期限ハ一ヶ年以内トス、満期ニ至リ延期ヲ請フ者アルトキハ都合ニヨリ一ヶ年以内ヲ猶予スルト雖モ、前期中ノ利子收入濟ニアラザレバ延期スペカラズ」とされており、その実際は共同義会創立当初からの『現金貸付帳』⁽⁸⁾が残存しており、これによつて詳細に判明する。

すなわち、初年度の貸付は、二十年一月に、資本金と預り金を一二人に對して月別七朱の単利で貸付けていた。これを年利に換算すると八分四厘になり、比較的低利な貸付事業であった。

従つて、二十年度以降も貸付事業は会員への貸付のみで順調に回転し、十七年度になつて日清戦争に伴う軍事公債を一〇〇〇円ほど買い入れ、三十六年になつて初めて一部の資金が銀行預金に換えられるという状況であつた。

貸付金利は、毎年、共同義会の會議で決定したが、二十一年度に八朱、二十二年度に九朱、二十四年度に一分と上昇しており、二十七年度以降は八朱から一分の間を上下している。また、毎年十人前後にのぼる貸付対象者の中には「興産会社」を興した藤本晋一や、「沖ノ山炭坑」を創始した渡辺祐策のような事業家が含まれており、この貸付事業こそが、資本蓄積の乏しかつた宇部の明治二十年代における金融制度として機能し、会員に対する共同義会の直接的な利益となり、炭坑業の発展にも多大な役割を果たしているのである。

以上、共同義会第一部の諸事業費を生み出すもととなつた資本金と資本準備金について、明治十九年の創立初年度から、財団法人に切り替えられる同四十五年度まで、その蓄積状況を示すと表④のとおりである。

表④ 宇部共同義会第一部資本金・資本準備金の現在高の推移

年次	資本金 円	摘要	資本準備金 円	摘要
明治19年末	1,551.48 1,551.93	12月資本金取入高 資本取入合計違いなどにより45銭増補。		
20	〃		24.414	19年度資本純益金の三分ノ一を積立。
21	〃		74.414 (マメ)	20年度資本純益金50円を積立。
22	1,600.	第3回準備金の内から編入 48.07円。	108.165 60.095	21年度資本純益金33.75円を積立。 資本金へ48.07円を編入。
23	〃		145.547	22年度資本純益金85.452円を積立。
24	〃		365.655	23年度資本純益金230.108円を積立。
25	〃		530.655	24年度資本純益金165円を積立。
26	2,000.	準備金の内から編入400円。	709.240 309.240 445. 543.876	25年度資本純益金178.585円を積立。 資本金へ400円を編入。 26年度資本純益金15.76円を積立。 興産会社からの寄贈金98.876円を編入。
27	3,000.	第2部準備金の内から回金 1,000円。	459.842	臨時費へ84.034円を支出。
28	〃		521.842 414.35	27年度資本純益金62円を積立。 臨時費107.492円を支出。
29	〃		290.	事業費へ124.35円を支出。
30	〃		421.960	29年度積益金の内131.96円を積立。
31	4,000. 7,000.	第2部から回金1,000円。 〃 3,000円	574.36	30年度積益金の内152.4円を積立。
32	〃		850. 1,229. 11,229.	31年度積益金の内275.64円を積立。 32年度積益金379円を積立。 第2部から10,000円を回金。
33	7,500.	第2部から回金500円。	6,010.	学校増築費へ5,000円、臨時費へ219円を支出。
34	12,000.	準備金の内から編入4,500円。	7,000. 2,500. 3,680.	34年度積益金の内930円を積立。 資本金へ4,500円を編入。 教育費へ3,680円を支出 735円を編入。
35	〃		0.	尚武費・字部駅費等へ630.319円を支出。
36	17,000.	第2部から回金5,000円。	1,683.763	948.763円を編入。
37	〃		1,053.444	第1部裁出から615.564円を編入。
38	〃		1,669.008	第1部裁出から616.6円を編入。
39	〃		2,285.608	記念碑・字部駅費等1,746.546円を支出。
40	〃		1,945.696	第1部裁出から639.91円を支出。
41	19,500.	第2部から第1部準備金を経て編入2,500円。	199.15	特別員への寄贈費339.91円を支出。
42	〃		4,010.584	記念碑・字部駅費等1,746.546円を支出。
43	49,500.	第2部から回金30,000円。	8,004.285	第1部収支残金3,811.434円を編入。
44	〃		8,925.244	
45	56,553.65			

[資料] 西村家文書1「資本台帳」・同10「幹事会協議録」(宇部共同義会第一部収支決算報告書26・27回)より作成。

二 石炭鉱業（第一部）の設置

明治十九年五月、宇部五カ村内の生活困窮者に対する教育、兵事、納税の補助を目的として、共同義会を発足させた藤本晋一らは、この「共同義会」の名のもとに、当時最大の関心事であつた炭坑業をめぐる諸問題にかかわって、石炭借区の統一と採炭稼業の統制に乗り出すことになる。すなわち、翌二十年七月の、共同義会第二部（石炭鉱業）の設置がそれである。

この第二部の設置とその運営については、早くは昭和二十八年の『宇部産業史』の概説があり、最近は荻野嘉弘氏による「宇部共同義会における炭鉱業の統制」（宇部地方史研究第10号一九八一年）の綿密な研究成果もあることから、ここでは残された若干の問題について言及し、主に第一部と第二部の金銭的な関わりについて検討を加えてみたい。

第一に、共同義会（第一部）創立から、石炭鉱業（第二部）の設置に至るまでの期間は、わずか一年二ヶ月であるが、共同義会創立当初の時点において、果たして石炭部の設置が考慮されていたのか、否か、という疑問である。

すなわち共同義会以前における石炭借区統一事業については、既に「宇部石炭会社」の存在を紹介⁽¹⁹⁾し、その権威と統制が崩壊し始めていたことから、炭坑業の乱立を防止するための新機構が必要とされていた情勢について指摘し得たつもりであるが、「宇部共同義会設立願」に添付した「同創立公告」や「同創立主意書」、あるいは「宇部共同義会規則」など、十九年五月の創立当初の記録から、その後の石炭部事業を読み取ることは不可能なのである。

確かに、昭和十六年の「紀藤両翁に訊く」（『宇部文化』一卷二号）において、紀藤織文が、「その鉱区の問題で共同義会が出来たのではないか」という質問に対しても、「それは違ふ。共同義会の設立は鉱区の問題で出来たので

はない」と否定しているように、創立当初の共同義会は、村内有志者から募集する「義捐金」を資本金として貸付けを行ない、その事業経費を生み出すところの、全くの社会事業団体であったはずである。

しかし、七〇〇〇円を予定した村民からの募金が、十九年十二月末までの段階で一五五一円余にしかならなかつた状況の中で、新たな対応策が急務となり、懸案であつた石炭借区再統一の必要性と結びついて、「共同義会」の名のもとに、石炭部の設置問題が浮上したに違いない。

事実、共同義会創立三ヵ月前の十九年二月の段階では、まだ俵田瀬兵衛の管理する福原俊丸名義の借区地内で、福原俊丸以下二四人の組合株式による石炭坑業条約が行なわれていたし、逆に共同義会創立六ヵ月後の同年十一月の段階では、すでに地主に対して坑区の統一を呼びかける「檄文」が飛ばされていたのである。すなわち、わずか九ヵ月の間における急な情勢変化であつた。

第二に、石炭部設置の提唱者が誰であるか、ということを明らかにしておく必要がある。

この問題については、第一部と同様に、藤本晋一の発案であつたはずで、自ら第二部々長に就任しての運営であつた。すなわち、藤本晋一は、かつて福原芳山が自らに代わる炭坑会社の社長として名前を挙げたことのある人物で、これまで炭坑会社を主宰してきた俵田瀬兵衛に代わつての登場であつた。

表⑤ 宇部五カ村の戸数と共同義会株主・坑区依託者数

	昭治17年 1月 戸 数	明治20年 1月 共同義会株主 坑区依託者	明治20年 6月 戸 数	明治22年 末 戸 数
川上	112戸	119人	113人	
上宇部	243	271	200	
中宇部	136	170	124	
沖宇部	532	594	580	
小串	171	194	156	
	1,194	1,348	1,173	1,303

[資料] 「山口県厚狭郡治一覽表」明治17年18年。
(山口県文書館蔵)
「石炭坑区依託契約書」(西村家文書48~52)
「宇部共同義会資本台帳」(西村家文書1)

た排水問題を解決することと考え合せてみると、重要な意味をもつてゐる。

また、村議会の発足に先立つて、二十一年五月、言論機関としての宇部達聰会を創設したり、一九二三年三月、共同義会議長として「議事細則」を制定することなどを勘案すると、後年、紀藤閑之介が藤本晋一のことを「宇部の企画院總裁」と評しているのも、理由のことと言わなければならぬ。

まさに、この藤本晋一によつて、近代宇部の地域社会は主導されている。かつて、英國から帰つた福原芳山が好んでG・Yというイニシャルを彫り込んだ印鑑を使つてゐるが、藤本晋一もまたS・Fというイニシャルを彫つた印鑑を持つており、また、洋装を好んだ日常生活からも、英学修業の経験に対する自負心と、福原芳山死没後の指導者たらんとした意識がうかがえるのである。

第三に、共同義会の呼びかけに応じて、宇部五カ村の地主が、その地下に含有される石炭の坑区を「忻然其趣旨に賛同し」⁽¹¹⁾、依託したという問題の吟味が必要であろう。

すなわち、「坑区ヲ一二シ、共力同心、永ク此福利ヲ継続スル事業ヲ謀レリ、諸君モ亦、吾輩及同志ト共ニ、此議ヲ賛成アラン事ヲ希望ス」という共同義会の「主意書」⁽¹²⁾に対して、「拙者共処有地中、總テ地下ニ含有スル処ノ石炭坑区、当明治二十年六月ヨリ同三十四年迄、往十五ヶ年間、貴会へ依託可致候」という「契約書」⁽¹³⁾が村ごとに作成されており、それぞれ今日まで伝来しているのである。

この五カ村の「契約書」に記名・捺印された人員は、表⑤に示したとおりで、その合計一一七三人という数値は『宇部産業史』が掲げる一二六〇戸ではないものの、明治二十年当時の宇部五カ村の戸数に近似している。また、捺印のない者が少し含まれ、その筆跡も明らかに少数の者が事務的に書き上げたもので、各人が自ら署名した

ものではないものの、当時、既に石炭借区地を手に入れていた沖宇部村の久保田平左衛門や桂藤右衛門・真宅利兵衛の記名捺印があり、全村民からその所有地の地下に眠る石炭坑区を共同義会に依託させようとした所期の目的を、ほぼ完全に達成していたものとして、改めて注目される。

しかし、この「契約書」で共同義会に依託された「石炭坑区」は、未借区地としての坑区であり、法律的には單なる地主先願権の依託でしかなかつたのである。しかも、この「契約書」への捺印は、強い村落共同体規制の中で行なわれた形式的なもので、共同義会の趣旨が全村民に徹底したことや、全面的な賛同であったことを意味していない。

事実、共同義会の石炭坑区統一に関しては、その後の運営に深くかかわった紀藤織文らが「両翁に訊く」で、「他の地主の鉱区を併せて経済統制をやつたのだから随分反対もあつた」とか、「共同義会に反対した鉱区を反対鉱区と云つてゐた」と回顧しているとおり、福原俊丸名儀以外の、久保田平左衛門借区や桂藤右衛門・新宅利兵衛借区の共同義会への譲渡については、無条件ではなかつたのである。

表⑥ 宇部共同義会(第1部)の 石炭部(第2部)への貸付				
	摘要	貸付	払戻	差引残高
明治年月 20・12	2部出納員林仙輔へ貸渡	円 75.	円	円 75.
21・1	"	30.		105.
21・1	林仙輔外5人名義石炭借区税 トシテ貸渡	62,503		
21・1	久保田平左衛門名義石炭借区 税トシテ貸渡	11,336		
21・1	石炭借区税手料トシテ貸渡	0.074		
21・1	桂藤右衛門・新宅利兵衛等5 人へ報酬金トシテ貸渡	101.6		
21・9	2部カラノ返却金トシテ受取		190.513	90.
21・12	貸付金ノ利子トシテ貸渡	2.88		92.88
21・12	貸付金の利子トシテ受取		2.88	90.
22・5	貸付金の利子トシテ貸渡	3.6		93.6
22・5	2部カラノ返却金トシテ受取		93.6	0.
22・2	貸付	30.		30.
22・5	貸付金ノ利子トシテ貸渡	0.96		0.96
22・5	2部カラノ返却金トシテ受取		30.96	0.
計		317,953	317,953	

[資料]「勘定帳」西村家文書2

いところに研究の余地がある。

すなわち、表⑥で示したとおり、第二部の創立時にあつては、二十二年度までの三年間、事業資金や石炭借区税など、合計三一七円余の貸付けが第一部から行なわれており、逆に、表⑦で示したとおり、第二部の準備積立金が順調に伸びると、二十七年度以降は第一部への回金が隔年平均で行なわれ、四十三年末までに合計六万六〇〇〇円にも達している。それでも四十五年度末には一万八九一円余が残つており、さらにまた、第二部事業会計も同年度に四〇〇〇円を第一部へ繰り入れて三六四八円余を残しており、共同義会の財政全体における第一部の比重の大きさに驚かされるのである。

また、二十四年度から二カ年間、藤本晋一らが組織した興産会社から共同義会に対して、合計一二〇円の寄贈が行なわれており、逆に二十七年度には共同義会から興産会社解消時の旧役員に対して三〇円の寄贈が行なわれてお

表⑦ 宇部共同義会第2部準備積立金の推移

	1月 当初 元	利子	合計	第1部 への 回 金
明治24年	2,151.		2,151.	
25	2,151.		3,009.12	
26	3,009.12	301.682	3,610.822	
27	3,610.822	251.762	4,662.564	1,000. 資本金へ
28	3,662.564	250.	6,954.859	
29	6,954.859		10,025.079	
30	10,025.079		21,087.035	
31	21,087.035		31,090.725	5,000. 資本金へ
32	26,090.725	3,130.702	35,521.427	500. 資本金へ
33	35,021.427		39,658.387	10,000. 資本準備金へ
34	29,658.387		34,729.653	
35	34,729.653		38,169.158	
36	38,169.158		36,521.426	5,000. 資本金へ
37	36,521.426	3,179.650	39,701.076	10,000. 事業費へ
38	29,701.076	3,008.896	32,709.972	
39	32,709.972	2,766.884	35,476.856	2,000. 事業費へ
40	33,476.856	3,315.100	36,591.956	
41	36,591.956	2,613.244	39,205.200	2,500. 資本金へ
42	36,705.200	2,746.426	39,451.626	
43	39,451.626	410.020	39,861.646	30,000. 資本金へ
44	9,861.646		515.860	10,377.506
45	10,377.506		513.710	10,891.216

[資料]「第二部準備金計算帳」西村家文書61、「諸照会往復録」同6、「幹事会協議録」同15、「紀藤家文書13・14」「石炭鉱業積立金報告書」より作成。

その間の利子を含めて、差額に編入されていることも、興産会社の特別な役割を物語る事実として注目されるところである。

以上、第二部石炭鉱業の全体像を、残存する決算書

から年度別の事業決算額の推移で示すと、表⑧・⑨のとおりである。収入の部においては振別金の増減が石炭事業の盛衰を反映しており、支出の部においては一時的な事業費の支出が公共事業の実施を物語つており、特に注目される。

表⑨ 宇部共同義会第2部石炭鉱業支出決算額の推移

項目 年次	新規積立 (既存)	測量製図費	収入印紙 郵便手形	報酬及手当	諸給料	会費 交際費	その他の 支出	翌期繰越金	支出合計
明治22年	146,485 組合費83,418	146,485 組合費83,418	88.82	47,814 組合手当 65.	264.55 貢与 25.	7,897	旅費宿泊費18.3円、臨時払保底金200円、繰替金20円、一部預入金350円、備品消耗費4,578円、臨時費330.996円、雜費6.45円	1,733.576 (マ)	3,396.885 (マ)
26	201.42	101.55	38.42 組合手当 75.	177.692 始終手当 28.	11.666	旅費宿泊費18.3円、臨時払保底金200円、繰替金20円、一部預入金350円、備品消耗費4,578円、臨時費330.996円、雜費6.45円	80.134	1,040.635	
27	264.784 組合費44,727	126.62	39.025 組合手当 75.	257.18 始終手当及謝儀	17.56	旅費日当32.55円、備品消耗費2.933円、雜費0.27円、準備積立金300円	91.339	1,831.040	
32	1,113.758	7.95	134.9	176.8 始終手当及謝儀	540.	旅費日当32.41円、備品消耗費25.15円、準備積立金800円	633.416	9,428.677	
37	733.52	10.	478.7	151.96	330.	旅費日当121.64円、雜給29.205円、備品消耗費11.94円、雜費0.11円	1,531.180	3,285.130	
38	1,087.45	2.5	270.155	125.	367.	旅費日当12.49円、雜給7.27円、備品消耗費25.762円	4,602.305	6,502.896	
39	556.37	0.	200.215	152.	210.	旅費日当10.56円、雜費8.92円、備品消耗費14.605円	6,250.393	7,012.888	
40	384.32	6.63	152.	170.	4.3	旅費9.25円、備品消耗費17.855円	5,993.426	7,131.571	
41	769.43	8.	7.31	152.	170.	備品消耗費12.9円、雜費5.675円、向田賃費0.803円	5,549.446	7,059.539	
42	1,169.58	0.	6.135	155.	160.	備品消耗費3.86円、雜費4.23円	5,970.141	6,884.161	
43	772.34	3.09	130.			雜費1.62円	6,492.641	6,949.731	
44	304.46	9.25	31.76	110.		一部へ回金4,000円、雜貨1.25円	3,648.162	8,168.722	
45	417.79	10.19	1.33	90.					

[資料] 林家文書46、紀藤家文書13・14、宇部石炭支局文書47、西村家文書6「諸照会往復録」、15「幹事会協議録」中の第2部石炭鉱業収支決算報告書(3~26回)より作成。

表⑧ 宇部共同義会第2部石炭鉱業収入決算額の推移

項目 年次	前期繰越金	振別金	運転利子金	組合費	臨時収入金	収入合計
明治22年	524,779	2,150.	57,905	94,201	3,396.885 (保証金200円) 一部預入金 未済 36円 繰替金額 同未済20円 (繰替金額) 0.5	94,201
26	394,429	629,548	10,342	5,816	1,040.635	
27	80,134	1,667,791	9,256	8,010	1,831.040	
32	709,454	8,489,277	230,946		9,428.677	
37	1,323,195	1,900.	61,935		3,285.130	
38	1,531,180	4,650.	121,716		6,502.896	
39	4,602,305	2,455.	266,608		7,333.913	
40	6,164,496	400.	371,392		77. 7,012.888	
41	6,250,393	100.	370,468		410.71 7,131.571	
42	5,993,426	100.	301,223	繰替税戻り金	664.89 7,059.539	
43	5,549,446	520.	334,965	479.75	6,884.161	
44	5,970,141	230.	292,260	457.33	6,949.731	
45	6,492,641	1,200.	210,091	265.99	8,168.722	

[資料] 林家文書46、紀藤家文書13・14、宇部石炭支局文書47、西村家文書6「諸照会往復録」、15「幹事会協議録」中の第2部石炭鉱業収支決算報告書(3~26回)より作成。

四 共同義会第一部の財政運営

共同義会創立期の財政状況については既に前項でみたとおりであり、ここでは財政基盤確立期としての明治二十六年以降同三十五年までの第二期と、財政基盤発展期としての三十七年以降同四十五年度までの第三期について、それ

ぞれ検討してみたい。すなわち、第一部石炭事業が軌道に乗り、その積立金が順調に第一部へ回金される第二期と、振別金収入が減少して石炭事業の収拾に入る第三期の財政状況についてである。残存する史料の制約上、三十六年度については、その詳細を明示し得ていない。

まず、第二期の請払勘定のうち「請金高」については表⑩に示したとおりで、第一部財政の全般を見渡してみると、資本金と準備金の増加が目につき、これら資金の貸付事業による利子金の収入額も増加していることが注目される。また、興産会社からの寄贈金と第二部からの回金額が大きく、第一部の財政に貢献している事実を読み取れる。

表⑩ 宇部共同義会第一部請払勘定請金高の推移

費目 年度	資本金 円	公債ニ 關スル時 収入 円	利子 円	準備金 円	前年度純 益金ノ内 事業費引 除金 円	その他の 合計 円	合計 円
明治26年	2,000.		191.232	309.24	88.061	興産会社寄贈金繰越 ^[1] 95.76	2,714.293
27	3,000.		185.15	543.876	75.785	興産会社寄贈金30.	3,834.811
28	3,000.	81.66	174.034	521.842	81.5	興産会社寄贈金30. 臨時費トシテ引除金60.31	3,919.346
29	3,000.		215.2	290.	124.35		3,629.55
30	3,000.	10.	248.56	421.96	98.5		3,779.02
31	3,000.	60.	362.53	574.36	115.5	2部ヨリ回金5,000. (4,000円を資本金へ)	9,112.39
32	7,000.	10.	833.65	850.	155.548	2部ヨリ回金500. (資本金へ)	9,349.198
33	7,500.		828.748	1,229.	469.877	2部ヨリ回金10,000.	20,027.625
34	7,500.		1,303.66	6,010.	1,064.021		15,877.681
35	12,000.	36.	1,449.61	2,500.	188.897		16,174.507
36							22,476.844

〔資料〕西村家文書2「勘定帳」より作成。

同様に、第二期の事業費の支出については、二十七年

表⑪ 宇部共同義会第一部事業費支出決算額の推移

項目 年度	小学校へ 寄附	達聴会へ 寄附	微兵入賞 旅費	常務理事 報酬	事務所 費	会議費	用紙代	使夫賃	その他の 経費	総 費 合 計	臨時費 合 計
明治26年	35.	3.5	0.5	15.	6.	2.55	0.587	1.49	証券印紙代0.005円	64.632	114.034
27	20.	5.	0.5	15.	6.	5.36	0.675	0.35	木杯披露費4.09円、雜費0.15円	57.125	114.034
28	33.	0.	0.5	15.	6.	8.84	1.728	1.	賞杯披露費4.83円 公債応募料費5.97円	76.868	428.128
29	30.	5.	0.5	22.5	8.	13.415	1.43	1.1	賞杯披露費5.465円、前会長贈与品17.15円、雜費0.71円	105.27	3.82
30	40.	10.	2.	15.	8.	6.04	1.04	0.98	賞杯披露費3.5円、雜費0.6円	87.16	2.
31	40.	20.	5.	15.	8.	11.65	1.162	1.33	賞杯披露費4.7円 賛助寄附1,000円	1,106.842	0.
32	35.	10.	5.	15.	8.	13.7	0.07	1.23	賞杯披露費5円、公債所得税2円、正副会長幹事報酬50円	145.	5.321
33	40.	0.	10.	15.	8.	18.48	0.9	3.	賞杯披露費9.5円、公債所得税2円、正副会長幹事報酬50円、軍人優待費145.931円、贈呈費150.6円、雜費0.193円	453.604	5,000.
34	118.578	20.	10.	15.	8.	18.7	0.	1.15	正副会長幹事報酬50円、當務幹事特別報酬50円、公債所得税2円	293.428	895.356
35	0.	10.	12.	15.	8.	8.76	0.	1.2	正副会長幹事報酬50円、公債所得税2円、軍人優待費6.93円、山口招魂祭賛助18円、當務幹事特別報酬40円、雜費32.492円	204.382	0.
36										4,277.779	0.

〔資料〕西村家文書2「勘定帳」より作成。

度から新たに経常的経費と臨時の経費に区分した財政運営が行なわれるようになつており、臨時的な経費については二十七年から日清戦争と三十四年の北清事変に伴う軍事的支援であり、三十三年度の五〇〇円は学校建築費としての支出であった。また、経常的な経費の詳細については、表⑪で示したとおりで、教育、軍事、達聴会補助に加えて、二十七年度から賞杯披露費として酒肴料の支出が始まり、三十二年度から非常勤の正・副会長および幹事への報酬が行なわれるようになつていることなどが、共同義会の財政基盤の確立を物語つてゐるのである。

次に、第三期について、共同義会第一部の年度別貸借対照表から、その資産状況を検討してみると、表⑫で示したように、「借方」において資本金とその準備金の蓄積が急速に進んで、わずか八年間に、それぞれ三倍以上に増えており、また、「貸方」においては、貸付金の漸減に対応して、預け金や諸公債が増加し、四十二年頃には田

地・山地・家屋などの不動産を入手している。ことなどが影響して、共同義会第一部における資金の貸付事業の役割が縮少したことを反映しており、資産の増殖をもっぱら公債や銀行預金によって行ない始めたことを意味しているし、自らの事務所を持ち、田地や山地など不動産の取得は、共同義会がその存立基盤を安定させたことを物語っている。

表(12) 宇部共同義会第1部の年度別貸借対照表

年	負 債 (借 方)						資 産 (貸 方)						
	資 本 金	準備 金	利 益 金	借 方 合 计 金	貸 付 金	預 け 金	現 在 金	軍 事 公 債	國 庫 債 務	特 別 五 分 五 分 公 債	利 公 債	宇 部 銀 行 旧 株 約 金	团 地・山 林 屋 金
明治 37	17,000.	735.	1,340.883	19,075.883	5,256.	1,340.883	2,000.	10,479.					
38	17,000.	1,053.444		18,053.444	4,850.	724.444	0.	2,000.	10,479.				
39	17,000.	1,669.008		18,669.008	1,850.	4,340.008	0.	2,000.	10,479.				
40	17,500.	2,285.608		19,285.608	1,850.	4,956.608	0.	2,000.	10,479.				
41	19,500.	1,945.696		21,445.696	1,500.	8,946.496	0.	2,000.	5,704.	3,295.2			
42													
43	49,500.	4,010.584		53,510.584	15,220.	12,469.362	12.46	1,818.165	2,944.	14,355.15			
44	49,500.	8,004.285		57,504.285		29,377.645	52,678.	1,818.165	2,030.	17,534.35			
45	56,553.65	8,925.244				65,478.894	30,351.282		1,818.165	2,030.	17,343.	7,245.	

〔資料〕西村家文書10「幹事会協議録」より作成。

一方、このような資産状況の変化から生じる第一部諸事業費の年次的な収支決算状況は、表(13)で示したとおりであり、「収入の部」においては資金と預金利子や諸公債利子、あるいは土地・家屋収入が増え、「支出の部」においては、従来からの教育、軍事、達聰会補助に加えて、三十八年度において宇部図書館を設立し、以後その図書購入費として毎年五〇円を寄附し続けており、その他の一時的な事業費支出も、宇部村基本財産への寄附一万円を初め、鉄道停車場費や架橋補助費など、公共的な事業への支出が顕著になつてるのである。

表(13) 宇部共同義会第1部収支決算額の推移
(収入の部)

費目	貸金及預金 利子	諸公債利子	土地・家屋 収入	準備 金 からの補充	第二 部 からの回金	そ の 他	収入総計金
年次	円	円	円	円	円		
明治 37	1,265.95	98.			10,000.		12,020.894
38	916.211	702.332		630.319			12,703.382
39	493.042	658.			2,000.	雑収入48.7円	3,199.742
40	455.27	658.				雑収入48円	1,161.270
41	392.695	858.		339.912		国庫債券償還増収225円、 雑収入48円	1,863.607
42							
43	2,324.204	790.	862.7			償還債券参千円ノ原価差引増 収240円、先却債券百円ノ原価 差引増収12.89円	4,229.794
44	2,035.17	1,026.665	1,029.01			償還債券参千武百円ノ原価差 引増収256円	4,346.845
45	2,085.053	1,101.133	1,100.348		4,000.	償還債券式百円ノ原価差引増 収8.65円	8,295.184

(支出の部)

費目	事務所費 会議費 報酬手当	図書館費	補 助 費 (達聰・質 券・在郷 軍人会等)	対軍人費 (村・郡 県等)	準備金への 繰 入	そ の 他	支出総計金
年次	円	円	円	円	円		
明治 37	165.505		15.956	355.08		雑費43.47円、靖献会寄附100 円、剩余金1,340.883円、 本村基本財産へ寄附10,000円	12,020.894
38	245.288	149.914	27.940	1,568.554		雑費20.56円、靖献会寄附89.635円 鉄道停車場費501.491円、水難救助 会寄附50円、保管金返納10,000円 同上利子50円	12,703.382
39	264.321	50.	32.652	2,191.245	615.564	雑費45.96円	3,199.742
40	208.38	50.	138.440		616.6	雑費2.85円 陸波停車場費負担145円	1,161.270
41	200.638	50.	24.207	(軍隊優待措置) 207.172		雑費2.29円、故藤本氏寄贈金 854.3円、架橋補助費525円	1,863.607
42							
43	158.265	50.	56.025		3,811.434	雑費1.32円、土地費0.77円、 家屋費28.9円、戦没記念碑補 助23.08円、教育費寄附100円	4,229.794
44	162.56	50.	58.545	(渡済軍人) 39.369	3,993.701	土地費18.02円、家屋費20.4円 本会講員選舉費3.25円、 亡特別会員香花料1円	4,346.845
45	191.62	50.	42.39		7,974.609	雑費13.535円、土地費2.63円 家屋費20.4円	8,295.184

〔資料〕西村家文書10「幹事会協議録」(宇部共同義会第1部収支決算報告書19~27回)より作成。

五 おわりに

以上、明治十九年の宇部共同義会第一部の創立から、翌二十年の第二部石炭鉱業の設置をめぐる諸問題の検討を経て、同四十五年に至るまでの財政運営状況を、その資産の蓄積状況と公共事業の実施状況に注目しながら、それぞれの年度別会計決算額で跡付けてみたところであるが、共同義会の財政的発展が多額の公共事業費の支出を伴いながらのことであつた事実が明白になり、改めて、その財政力の大きさに驚嘆する。

特に、村内の石炭坑業を統制することで豊かな事業資金を生み出した事実と、わずか四半世紀の間に確固たる財政基盤を築いた実績は、共同義会の地域住民に対する絶大な支配力となり、やがて四十五年七月には、法律的な存立基盤を固めるため、民法第四三三条に基く財団法人への組織変更を決議し、寄附行為のみを目的とする団体として、新たな展開をみせることになるのである。

このような共同義会を、自らはその『五十年誌』において、「宇部の財政経済を助長し、産業の基礎を確立したるものは、即ち共同義会である」と評価しているが、事実、形式的にではあっても、村内戸主の大部分を株主に組み込んで、各納税区域ごとの株主懇代を議員とする共同義会は、その姉妹機関として設立される「宇部達聴会」⁽¹⁾と共に、翌二十二年に発足する宇部村議会を形骸化することになるのである。このような村政の「補助機関」は、当時の山口県下に類例がなく、また、石炭鉱業を初めとする公共社会事業の推進で村民を完全に収斂していた実態からして、まさに「宇部モンロー」と評される近代宇部の地域主義の牙城であった。

註(1) これについては、和座一清『慣習的共同企業の法的研究』

(昭和45年6月、風間書房)がある。

(2) 例えば、荻野喜弘「宇部共同義会による炭鉱業の統制」、

西尾林太郎「福原芳山伝考」、北川健「宇部〈達聴会〉規則の

全貌」、拙稿「宇部旧領福原芳山と殖産興業」(以上一九八

二年三月、宇部地方史研究第10号)、布引宏「宇部鉄道

覚え書三」(同第14号)などがある。

(3) 高良家文書28。以下、特に断らない限り、共同義会の基

本的な動向は、この記事を根拠とする。宇部郷土資料館蔵。

(4) 宇部村役場文書1。宇部郷土資料館蔵。

西村家文書88。宇部郷土資料館蔵。

福原家文書6—4。宇部郷土資料館蔵。

西村家文書1。

西村家文書3—6。

拙稿「福原芳山と殖産興業」本誌第12号。

西村家文書55「石炭借区券譲受願」に見られる。

『宇部共同義会五十年誌』14頁。

(12) 西村家文書48—52。

(13) 西村家文書48—52。

(14) これについては、拙稿「宇部達聴会について」(宇部地方

史研究第2—4号)参照。

〔付記〕

宇部市立図書館付設郷土資料館に収蔵される共同義会関係史料の閲覧にあたって、今回も図書館職員各位に多大な教示と便宜をえられた。記して深く感謝する次第である。